

令和2年度の住民健診について

！ ご注意ください



新型コロナウイルスによる健診会場での感染防止のために、

『住民健診の日程を例年より遅らせて実施する予定です。』

日程や健診会場等の詳細は、広報うきは・うきは市ホームページ・防災無線等でお知らせいたします。ご理解・ご協力よろしくお願いたします。

受診券(ハガキ)は、日程等が決まり次第発送させていただきます。

●うきは市国民健康保険の40～74歳の方は、特定健診のみを医療機関でも受診できます！

◆受診期間…令和3年3月31日まで ◆受診機関…下表の医療機関

◆健診費用…無料 ◆持っていくもの…受診券(ハガキ)と健康保険証

※住民健診より前に医療機関で受診される方は、受診券を発行いたしますのでご連絡ください。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
うすい内科・循環器科	75-2260	山崎医院	75-8775	上田内科胃腸科医院	77-3588
坂本内科医院	75-2393	西見医院	75-2478	田中医院	77-2443
平田外科診療所	75-2065	鳥越胃腸科外科医院	75-4185	安元医院	77-2029
筑後吉井こころ ホスピタル	75-3165	菊池医院	75-2711	浮羽クリニック	77-7111
しのぎ整形外科 クリニック	76-2100	平井内科医院	75-2387	古賀内科小児科医院	77-2009
矢野医院	75-2859	筑後川温泉病院	77-7251	原鶴温泉病院	75-3135

田主丸町・朝倉市の一部医療機関でも受診できます。受診できるかは、かかりつけ医にお問い合わせください。

うき“歯”の検診(歯周病検診)のお知らせ

うきは市では、40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、うき“歯”の検診(歯周病検診)を実施しています。

歯と口の健康を守ることは、全身の健康を守ることに繋がります。ご自身の歯で美味しく食べて、毎日を健康に過ごすために、うき“歯”の検診を受けましょう！！
今年度対象の方には、案内通知をしております。

◆実施期間

令和2年5月1日～令和3年3月31日

◆個人負担額

無料

◆対象者

うきは市に住所を有し、次の年齢要件に該当する方

40歳	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生
50歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生
60歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生

[令和3年4月1日時点の年齢]

[P5に続く]

◆受診方法

個別に送付した案内通知（問診票）と保険証等の身分証明書を持って下記の歯科医療機関で受診ください。（受診前になるべくご予約ください）

	歯科医療機関名	電話番号	歯科医療機関名	電話番号	歯科医療機関名	電話番号
うきは市	古賀歯科医院 (浮羽)	77-2525	三浦歯科医院	77-7611	すぎょう歯科	77-7818
	うきは歯科 クリニック	77-8000	田村歯科クリニッ ク	75-2245	五反田歯科医院	75-5616
	古賀歯科医院 (吉井)	76-3769	廣田歯科医院	75-2079	とりごえ歯科医院	75-2225
	佐藤歯科医院	75-5888	わかみやデンタル クリニック	75-2401	ふかまち歯科 クリニック	75-8808
田主丸町	岩佐歯科医院	72-3063	うすき歯科医院	73-0003	うめはら歯科医院	72-0805
	大楠歯科医院	72-2870	古賀歯科医院 (田主丸)	72-3197	竹上歯科医院	74-1181
	田主丸中央病院 (歯科)	72-0119	たろう歯科 クリニック	72-0611	よこみぞ歯科	73-4118

●問合せ 保健課 食育・健康対策係 TEL75-4960

あなたもふかふか布団にしませんか



市では、寝具の衛生管理が困難な高齢者の方等を対象に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス利用の助成を行います。なお、市内の指定事業者が回収及び納品をいたします。

◆対象となる方

おおむね65歳以上で、寝具の衛生管理ができず、家族等による支援も困難で、下記のいずれかに該当する者。

- ①事業対象者、または介護保険認定者
- ②身体障害者手帳を有し、上肢または下肢において4級以上の交付を受けた者
- ③療育手帳を有する者

◆助成金

- ・1名あたり上限8,000円

◆対象となる寝具類

- ・寝具2点（掛布団、敷布団）
 - ・寝具3点（掛布団、敷布団、毛布）
 - ・寝具4点（マットレス、ベッドパッド、掛布団、毛布）
- ※寝具4点は介護ベッド利用者に限ります

◆受付期間

5月7日（木）～5月20日（水）

※申請書は、うきは市ホームページからダウンロードすることができます。

◆申請に必要なもの

- ・印鑑（申請者および利用者のもの）
- ・介護保険被保険者証、または障害者手帳

◆注意事項

- ・シルク、ムートン素材のものは利用できません。
- ・利用者本人の寝具のみが対象となります。
- ・布団のセット内容やサイズによっては、自己負担が発生する場合があります。

◆申請

- ・保健課介護・高齢者支援係（西別館）
- ・浮羽市民課（うきは市民センター2階）

●問合せ 保健課介護・高齢者支援係（西別館）TEL75-4960

